

寛政改革期の利根川改修 原 淳二

ここまで、寛政改革期の治水政策を明らかにするために、中井清太夫が活躍した始動機と勘定所で新たな河川管理体制が組織された成立期での改修事業を取り上げ、検討してきた。

始動期や成立期とともに、江戸川や利根川での最終的な治水目的は、洪水から江戸を守ることであった。

しかし、その方法論に大きな相違があったことが理解されたであろう。

始動期において中井が利根川で構想した改修事業は、上流域から整理にすると次のようである

- 1、権現堂堤の改修
- 2、境河岸の締切り堤を解放しての中利根川への分水強化
- 3、中利根川での二か所の狭窄部拡幅
- 4、印旛沼の再遊水池化
- 5、鹿島灘への放水路開削計画
- 6、霞ヶ浦の排水河川での川浚い

である。

そして、当時では保留されていた赤堀川の拡幅が加わって、中井の利根川整備計画となるであろう。

この当否については、赤堀川拡幅を除けば、各事業は島上和平「治河言上之案文写」にあることでもあり、当時の識者によっても肯定されるところと考える。

中井の解任後、勘定所による治水行政は一元的に勘定奉行と勘定吟味役の二人が行うように改められた。

そして、新たに河川管理者となった高尾は、高い意識を持って職務に臨んだが、予定よりも早く寛政2年末には転出ことになった。

寛政3、4年頃の事だが、中利根川の狭窄部拡幅は流作場の開発目的に矮小化され、霞ヶ浦落ち口での川浚いも継続されることはなかった。

鹿島灘放水路はもちろんのこと、新たな印旛沼からの放水路開削の提案も生かされなかった。

その中で行われた御普請と言え、権現堂堤を保全するための権現堂川竜頭部への杭出し、江戸川への洪水流入を抑えるための関宿関所前の棒出しの強化であった。

渡良瀬川や中利根川流域に弊害を及ぼすことに頓着せず、流域への合意を求めずともせずに強行されたのであった。

成立期では、都市対策を最優先とする改修事業を強引に進め、その結果、流域の諸藩や村々ではその矛盾に苦しむことになった。

このような姿勢はその後受け継がれており、中・下利根川での河川改修が行われないうまま、文化6年（1809年）に赤堀川が江戸の水害防除、中利根川での通航改善を目的に拡幅されるのである。